

パブリック・コメント  
手続制度

お互いを尊重する地域社会の構築へ  
人権教育・啓発推進計画(案)に意見を

市では、人権教育および人権啓発に係る施策を総合的に実施する観点から、

域社会の構築

教育・啓発の推進

募集期間 1月5日(木) 25日(水)

《計画推進の視点》①共生社会の実現に向けた人権教育・啓発②一人ひとりを大切にした人権教育・啓発③生涯学習としての人権教育・啓発

特に関係する職業従事者に対する研修などの推進

《計画の推進》①指導者の養成②人権教育・啓発の資料などの整備③効果的な手法による人権教育・啓発の推進④国、府、民間などとの連携

《各人権課題に対する取り組み》①同和問題②女性③子ども④高齢者⑤障害者⑥外国人⑦HIV(エイズウイルス)感染者・ハンセン病患者など⑧インターネットによる人権侵害⑨個人情報保護⑩犯罪被害者などの人権課題

《提出方法》様式は自由。住所、氏名、電話番号を記入し、「舞鶴市人権教育・啓発推進計画(案)に対する意見」と明記して、郵送か持参、ファクス、電子メールで人権啓発推進室へ。匿名、電話、口頭による意見は受け付けません。

《提出された意見の取り扱い》提出された意見などを考慮して最終案を作成。また、意見の概要と意見に対する市の考え方を整理し公表します(氏名などは公表しません)。

《目標》市民一人ひとりがお互いの人権を尊重する

《計画案の概要》

詳しくは、同室(66・1022、FAX 62・9891)へ。

広げよう人権の輪



大切に育ててください」という、私たちもしっかりと思いやりを持った「竜」を育てたいものです。

心の中の竜を育て

昨年発生した東日本大震災から間もなく10か月が経過しようとしています。今もなお、多くの人が避難所での生活を余儀なくされています。しかし、被害を受けたにもかかわらずお互いに苦しみを分かち合い助け合う人たち、全国そして世界各国からの支援など、そうした多くの「絆」が震災を乗り越えようと懸命に生きる人々の心の支えとなつていきます。

昨年11月には、ヒマラヤ山脈の南側にある国、ブータン王国の国王夫妻が国賓として来日され、その様子が連日のように新聞やテレビで取り上げられました。特に福島県馬場市を訪れ亡くなられた人々に鎮魂の祈りを捧げられた姿は、とても印象深いものでした。地元の小中学校を訪れた国王は子どもたちに、ブータン王国の国旗にも描かれている「竜」の話をされました。

国王は、子どもたちに向かって「私たち一人ひとりの心の中には人格という竜がいて、その竜はいろいろな経験を食べて大きく強くなっています。皆さんも権利があります。すべての人が幸せに暮らせるように、私たちが一人ひとりの心の中にある竜を育てていきたいと思います。」

国王は、子どもたちに向かって「私たち一人ひとりの心の中には人格という竜がいて、その竜はいろいろな経験を食べて大きく強くなっています。皆さんも権利があります。すべての人が幸せに暮らせるように、私たちが一人ひとりの心の中にある竜を育てていきたいと思います。」

国王は、子どもたちに向かって「私たち一人ひとりの心の中には人格という竜がいて、その竜はいろいろな経験を食べて大きく強くなっています。皆さんも権利があります。すべての人が幸せに暮らせるように、私たちが一人ひとりの心の中にある竜を育てていきたいと思います。」

国王は、子どもたちに向かって「私たち一人ひとりの心の中には人格という竜がいて、その竜はいろいろな経験を食べて大きく強くなっています。皆さんも権利があります。すべての人が幸せに暮らせるように、私たちが一人ひとりの心の中にある竜を育てていきたいと思います。」

国王は、子どもたちに向かって「私たち一人ひとりの心の中には人格という竜がいて、その竜はいろいろな経験を食べて大きく強くなっています。皆さんも権利があります。すべての人が幸せに暮らせるように、私たちが一人ひとりの心の中にある竜を育てていきたいと思います。」

あなたの思いが舞鶴を変える  
ふるさと納税にご協力を



市では、ふるさと納税制度を活用し、舞鶴の歴史と文化を生かした個性豊かなまちづくりに取り組んでいます。

市外在住の本市出身の人や本市にゆかりのある人が寄付を通じてまちづくりに参加できるように実施しているもので、同制度は、地方公共団体に対して、年間2,000円を超える寄付をし

市外在住の本市出身の人や本市にゆかりのある人が寄付を通じてまちづくりに参加できるように実施しているもので、同制度は、地方公共団体に対して、年間2,000円を超える寄付をし

市外在住の本市出身の人や本市にゆかりのある人が寄付を通じてまちづくりに参加できるように実施しているもので、同制度は、地方公共団体に対して、年間2,000円を超える寄付をし

「人権なんでもお気軽相談」 毎週月曜日(1月2日は休み。9日はその翌日。第3月曜日は高齢者、障害者が対象)、法務局舞鶴支局。面接(個室)・電話相談。【特設人権相談所】 第2木曜日(城南会館、第3木曜日)が南公民館。面接相談(個室)。いずれも9時~12時。人権擁護委員が応じる。無料。申し込み不要。 同支局(66・0858)へ。

ふるさと納税に関するお問い合わせは、人権啓発推進室(66・1022)か法務局舞鶴支局(66・0858)へ。

ふるさと納税に関するお問い合わせは、人権啓発推進室(66・1022)か法務局舞鶴支局(66・0858)へ。

ふるさと納税に関するお問い合わせは、人権啓発推進室(66・1022)か法務局舞鶴支局(66・0858)へ。

ふるさと納税に関するお問い合わせは、人権啓発推進室(66・1022)か法務局舞鶴支局(66・0858)へ。

ふるさと納税に関するお問い合わせは、人権啓発推進室(66・1022)か法務局舞鶴支局(66・0858)へ。

ふるさと納税に関するお問い合わせは、人権啓発推進室(66・1022)か法務局舞鶴支局(66・0858)へ。

ふるさと納税に関するお問い合わせは、人権啓発推進室(66・1022)か法務局舞鶴支局(66・0858)へ。

ふるさと納税に関するお問い合わせは、人権啓発推進室(66・1022)か法務局舞鶴支局(66・0858)へ。

民生委員・児童委員

気軽にご相談ください

民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員の役割

中丹新ビジネス創出交流会

新商品開発・創業セミナー

2月3日、商工観光センターで

日時 2月3日 14時30分~18時30分

場所 商工観光センター

内容 久保教授、木村常務、栗山武、秀峰自動機代表取締役社長、大橋俊矢(株)のくすり屋代表取締役が討論。企業PRの展示(13時30分から)

お問い合わせ先 同課(66・1021)

日時 2月3日 14時30分~18時30分

場所 商工観光センター

内容 久保教授、木村常務、栗山武、秀峰自動機代表取締役社長、大橋俊矢(株)のくすり屋代表取締役が討論。企業PRの展示(13時30分から)

お問い合わせ先 同課(66・1021)

申し込み方法 1月20日(金)までに所定の用紙(産業振興・雇用対策課に備え付け)

定員 先着100人

対象 中丹地域で活動する商・工・農林水産などの事業者や創業を考えている人

申し込み方法 1月20日(金)までに所定の用紙(産業振興・雇用対策課に備え付け)

お問い合わせ先 同課(66・1021)